

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- 除籍が滅失した件(法務四二六)
- 航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の付表の改正に関する書簡の交換に関する件(外務三一六)
- パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件(同三一七)
- ダルエスサラーム市交通機能向上計画(詳細設計)のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国件(同三一八)
- ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画のための贈与に関する日本国政府との間の書簡の交換に関する件(同三一九)
- コンセプション市及びピラール市給水システム改善計画のための贈与に関する日本国政府とバラグアイ共和国件(同三一〇)

〔告 示〕

二 次

- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の特例を定める件(厚生労働三一八)
- 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(同三一九)
- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件(同三二〇)
- 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(同三二一)
- 保安林の指定をする件(農林水産一七三七)、(一七四二)
- 保安林の指定施業要件を変更する件(同一七四三)
- 電気事業法施行規則第九十一条第一項の表各号の規定に基づき特定重要電気工作物を定める告示の一部を改正する件(経済産業一九一)
- 国土調査の実施に関する公示(国土交通九四二)
- 砂防法第一条の土地を指定する件(同九四一)
- 砂防法第一条の土地を指定及び解除する件(同九四四、九四五)
- 住宅瑕疵担保責任保険法の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件(同九四五)
- 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく処分をした件(同九四七)
- 水路測量の実施に関する件(海上保安厅一九九)
- 租税特別措置法に基づき国立公園又は国定公園の特別地域と同等の規制を受ける都道府県立自然公園の特別地域を認定した件(環境六〇)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 宮内庁 国家公安委員会 警察
農林水産省 水産庁

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

〔官庁事項〕

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について(金融厅)
北海道開発局公示(北海道開発局)〔官 府 報 告〕
〔官 府 事 項〕
(長崎労働局最低賃金公示一)

〔公 告〕

官 厅
諸事項

第三者所有物の没収、財团、有権者申出方、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当表関係

裁判所	相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等	警察共済組合役員の就・退職関係
会社その他	

品名	規格単位	薬価円
○厚生労働省知示第Ⅲ回(十回)「外務省」 平成二十三年六月三十日アスンシオンド・カ ンセブ・シオノ市及びヒューリー市給水システム改善 計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換 がペラグアイ共和国政府との間に行われた。 1 援助の目的及び内容 コンセブ・シオノ市及び ヒューリー市給水システム改善計画を実施するた めに必要な生産物及び役務の購入 2 贈与の限度額 十四億八千九百万円 3 贈与の供与期限 平成二十七年七月三十一日 あと	○厚生労働省知示第Ⅲ回(十回) 平成二十三年六月三十日 外務大臣 玄葉光一郎	
4 贈受者 日本側 渡部和男在ペラグアイ大使 ペラグアイ側 ホルヘ・マハ・カストロ外務大臣	○厚生労働省知示第Ⅲ回(十九回) 平成二十一年厚生労働省知示(第五十九回)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬 価基準)(平成二十年厚生労働省知示(第六十回))の一部を次のよう改訂する。 厚生労働大臣 小宮山洋子 別表に第26部として次のよう記載する。	
品名	規格単位	薬価円
(a) アレロック顆粒0.5%	0.5% 1g	82.50
(b) ガバペンシロップ5%	5% 1mL	21.90
(c) ソリンザカブセル100mg	100mg 1カブセル	5,462.80
(d) トランセント錠5mg	5mg 1錠	209.40
(e) ネキシウムカブセル10mg ネキシウムカブセル20mg	10mg 1カブセル 20mg 1カブセル	96.70 168.90
(f) ベタニス錠25mg ベタニス錠50mg	25mg 1錠 50mg 1錠	113.00 189.80
(g) ボノテオ錠50mg (h) リオベル配合錠HD リオベル配合錠LD	50mg 1錠 1錠 1錠	3,433.40 293.90 235.20
(i) リカルボン錠50mg	50mg 1錠	3,433.40
○厚生労働省知示第Ⅲ回(十回) 平成二十三年九月十一日 外務大臣 玄葉光一郎	○厚生労働省知示第Ⅲ回(十回) 平成二十三年九月十一日 厚生労働大臣 小宮山洋子	
品名	規格単位	薬価円
(a) オンプレス吸入用カプセル150/mg	150/mg 1カプセル	139.60
○厚生労働省知示第Ⅲ回(十回) 平成二十三年九月十一日 厚生労働大臣 小宮山洋子	○厚生労働省知示第Ⅲ回(十回) 平成二十三年九月十一日 厚生労働大臣 小宮山洋子	
品名	規格単位	薬価円
(a) 食品衛生法(昭和三十四年法律第百四十九回)第十一條第一項の規定に基づき、食品、添加物等 の規格基準(昭和三十五年厚生省令長振川回七十回)を一部を次のよう改訂し、平成二十三年十月 一日から適用する。 平成二十三年九月十一日 厚生労働大臣 小宮山洋子	○厚生労働省知示第Ⅲ回(十回) 平成二十三年九月十一日 厚生労働大臣 小宮山洋子	
1 生食用冷凍鶏肉(牛の肉内)及び生食用冷凍鶏肉(牛の肉内)を含む、以下この目において同じ。販 売するものに限る。以下この目において同じ。	○厚生労働省知示第Ⅲ回(十回) 平成二十三年九月十一日 厚生労働大臣 小宮山洋子	
1 生食用食肉は、腸内細菌科菌群が陰性でなければならない。 (1) 生食用食肉は、腸内細菌科菌群が陰性でなければならない。 (2) (1)に係る記録は、1年間保存しなければならない。	○厚生労働省知示第Ⅲ回(十回) 平成二十三年九月十一日 厚生労働大臣 小宮山洋子	
2 生食用食肉の加工基準 生食用食肉は、次の基準に適合する方法で加工しなければならない。 (1) 加工は、他の設備と区分され、器具及び手指の清潔及び消毒に必要な専用の設備を備え た衛生的な場所で行わなければならない。また、肉塊(肉の單一の塊をいう。以下この 目において同じ)が接触する設備は専用のものを用い、一つの肉塊の加工ごとに清潔及び 消毒を行わなければならない。 (2) 加工に使用する器具は、清潔で衛生的かつ洗浄及び消毒の容易な不浸透性の材質であつ て、専用のものを用いなければならない。また、その使用に当たつては、一つの肉塊の加 工ごとに(病原微生物により汚染された場合は、その都度)、83°以上の温湯で洗浄及び消 毒をしなければならない。	○厚生労働省知示第Ⅲ回(十回) 平成二十三年九月十一日 厚生労働大臣 小宮山洋子	

(3) 加工は、法第18条第6項第1号から第3号までのいすれかに該当する者、同項第4号に該当する者のうち食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第3項に規定する食肉製品製造業(法第18条第7項に規定する製造業に限る。)に従事する者又は都道府県知事若しくは地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定に基づく政令で定める市及び特別区の長が生食用食肉を取り扱う者として適切と認める者が行わなければならぬ。ただし、その者の監督の下に行われる場合は、この限りでない。

(4) 加工は、肉塊が病原微生物により汚染されないよう衛生的に行わなければならない。また、加工は、加熱殺菌をする場合を除き、肉塊の表面の温度が10°を超えることのないようにして行わなければならない。

(5) 加工に当たっては、刃を用いてその原形を保つたまま筋及び繊維を短く切断する処理、調味料に浸漬させる処理、他の食肉の断片を縮着させ成形する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理をしてはならない。

(6) 加工に使用する肉塊は、凍結させていないものであつて、衛生的に枝肉から切り出されたものでなければならない。

(7) (6)の処理を行つた肉塊は、処理後速やかに、気密性のある容器包装に入れ、密封し、肉塊の表面から深さ1cm以上の部分までを60°で2分間以上加熱する方法又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌を行つた後、速やかに4°以下に冷却しなければならない。

(8) (7)の加熱殺菌に係る温度及び時間の記録は、1年間保存しなければならない。

3 生食用食肉の保存基準

(1) 生食用食肉は、4°以下で保存しなければならない。ただし、生食用食肉を凍結させたものにあつては、これを-15°以下で保存しなければならない。

(2) 生食用食肉は、清潔で衛生的な容器包装に入れ、保存しなければならない。

4 生食用食肉の調理基準

(1) 2の(1)から(5)までの基準は、生食用食肉を調理に用いるものでなければならない。

(2) 調理に使用する肉塊は、2の(6)及び(7)の処理を経たものでなければならない。

(3) 調理を行つた生食用食肉は、速やかに提供しなければならない。

○農林水産省告示第十九號(昭和十七年四月十七日)第一
○森林法(昭和十九年法律第十四号四十六件)第八
一 指定の田畠の水源のかん養
二 指定施業要件
三 立木の伐採の方法

1 1 立伐は、折伐止め。
2 2 伐木として伐採をすることがやむを得ない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 3 伐木に係る森林は、次のとおりとする。
1 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
2 (次の図)及び「次のとおり」は、省略して、
の図面及び関係書類を北海道庁及び石狩市役所に
備え置いて総覽に供する。)

○農林水産省告示第十九號(昭和十七年四月十七日)第一
○森林法(昭和十九年法律第十四号四十六件)第八
一 指定の田畠の水源のかん養
二 指定施業要件
三 立木の伐採の方法

1 1 立伐は、折伐止め。
2 2 伐木として伐採をすることがやむを得ない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 3 伐木に係る森林は、次のとおりとする。
1 立木の伐採の方法
2 2 伐木として伐採をすることがやむを得ない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 3 伐木に係る森林は、次のとおりとする。

<p>○立木の伐採の限度 次のとおりとする。 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、そ の図面及び関係書類を北海道庁及び留萌市役所に 備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>○農林水産省告示第千七百三十九号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 二十五条第一項の規定により、次のように保安林 の指定をする。</p> <p>平成二十三年九月十二日</p>
<p>一 保安林の所在場所 北海道島牧郡島牧村字栄 浜三八〇の一地先(次の図に示す部分に限る)、 三八〇の一、三八一の八、三八一の三一から三 八一の三三まで</p> <p>農林水産大臣 鹿野 道彦</p> <p>二 指定の目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐は、折伐による。</p> <p>2 主伐として伐採をことができる立木 は、当該立木の所在する市町村に係る市町 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、そ の図面及び関係書類を北海道庁及び島牧村役場に 備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>○農林水産省告示第千七百四十号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 二十五条第一項の規定により、次のように保安林 の指定をする。</p> <p>平成二十三年九月十二日</p>
<p>一 保安林の所在場所 北海道十勝郡浦幌町字円 山二六三の一(次の図に示す部分に限る)、 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐は、折伐による。</p> <p>2 主伐として伐採をることができる立木 は、当該立木の所在する市町村に係る市町 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、そ の図面及び関係書類を北海道庁及び浦幌町役場に 備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>○農林水産大臣 鹿野 道彦</p> <p>二 指定の目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐は、折伐による。</p> <p>2 主伐として伐採をることができる立木 は、当該立木の所在する市町村に係る市町 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、そ の図面及び関係書類を北海道庁及び浦幌町役場に 備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>○農林水産省告示第千七百四十一号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 二十五条第一項の規定により、次のように保安林 の指定をする。</p> <p>平成二十三年九月十二日</p>
<p>一 保安林の所在場所 北海道厚岸郡浜中町湯沸 四三一地先・四三三地先(以上一筆地先国有林) 次の図に示す部分に限る)</p> <p>二 指定の目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐は、折伐による。</p> <p>2 主伐として伐採をができる立木 は、当該立木の所在する市町村に係る市町 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、そ の図面及び関係書類を北海道庁及び浜中町役場に 備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>○農林水産省告示第千七百四十二号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 二十五条第一項の規定により、次のように保安林 の指定をする。</p> <p>平成二十三年九月十二日</p>
<p>一 保安林の所在場所 福井県南条郡南越前町牧 谷一二字寺山谷一の四から二の六まで、三の 二から三の六まで</p> <p>二 指定の目的 水源のかん養</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 次の森林については、主伐は、折伐によ る。</p> <p>2 その他の森林については、主伐に係る伐 採種を定めない。</p> <p>3 主伐として伐採をができる立木 は、当該立木の所在する市町村に係る市町 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。</p> <p>4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福 井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供す</p>

